「二重投稿」に対する日本職業リハビリテーション学会の方針

このお知らせは、日本職業リハビリテーション学会の機関誌『職業リハビリテーション』(Japanese Journal of Vocational Rehabilitation)(以下、「本誌」と言う)における「二重投稿」についての本学会の方針を示したものです。

該当の可能性がある場合は投稿論文担当窓口(shokuriha_toko@yahoo.co.jp)までご相談ください。

【定義】

印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為(日本学術会議, 2015)を指します。

【該当例】

- ① 投稿内容が、国内、国外の学会誌、機関誌(大学紀要を含む)、書籍、国際会議の口頭発表論文 (Proceedings 論文)が会議後に査読されて発行される論文誌、商業誌等に掲載済みである場合
- ② 投稿内容が他誌に掲載予定である、あるいは投稿中である場合
- ③ 既発表または投稿中の論文の本文や図表等の一部を新規投稿論文に引用した際に、出典ないしは投稿 先を明記していない場合
- ④ 本来は一つであるべき研究内容を小さく分割して、各々を新規論文として、本誌あるいは複数の学術雑誌に投稿した場合

【既発表の範囲】

発表とは、なんらかの形で研究業績として評価され、また第三者が閲覧・利用できる論文(卒業論文、修士論文、博士論文、研究成果報告書を含む)のことを指します。したがって、これらの論文あるいはその一部をそのまま投稿することはできません。ただし、これらの論文について、議論を発展させたかたちに書き直したものは、新たな論文とみなされる場合があります。

【既発表論文に関連する内容の論文を投稿する場合に必要な手続き】

既発表論文(掲載予定・投稿中のものを含む)または単行図書・単行図書所収論文(出版予定のものを含む)に関連する内容の論文を投稿する場合には、論文投稿時にこれらの既発表論文すべてのコピー (PDF ファイルで可)と、これらの論文と投稿論文の関係について説明した文書を添付してください。また、論文中で既発表論文を引用し、両者の関係を明確に述べてください。

【二重投稿が発覚した場合の扱い】

論文受付時に、二重投稿が判明した場合、当該論文を受付拒否とします。また、論文査読時に二重投稿が判明した場合、当該論文を審査拒否とします。また、本誌掲載論文が、過去に本誌または他誌に掲載されており二重投稿された論文であることが判明した場合、当該論文を撤回する旨を誌上に掲載します。

【参考】

日本学術会議(2015)回答「科学研究における健全性の向上について」<https://current.ndl.go.jp/node/28153>